



夏の旅特集コーナー設置中！

夏休みが近づいてきました。そろそろ夏休みの計画を考えている人も多いかと思えます。ご家族やお友だちとの旅行や、一人旅もいいですね。さあ、どこに行こうかと、考えるだけでワクワクします。図書室では47都道府県の旅行情報誌や、24の国と



▲夏の旅特集コーナーにぜひお越しください

町生涯学習センター・図書室

☎ 096-234-2447 (内線331)

■開館時間 午前9時～午後5時

■休館日 毎週火曜
年末年始

■貸出冊数 1人5冊まで

■貸出期間 15日間



地域の「地球の歩き方」、船旅、キャンプや日帰り温泉など、計画に役立つ特集コーナーを作りました。旅行やレジャー、イベントや趣味でリフレッシュして、楽しい夏をお過ごしください！

0歳児からのおはなし会について

図書室では、毎月第2木曜日に「0歳児からのおはなし会」を行っています。絵本の読み聞かせや、手袋人形、手遊びうたなど楽しい内容です。子育て中の保護者の皆さん、おじいちゃん、おばあちゃんも子どもたちとお気軽にご参加ください。

日時

7月13日(木) 午前10時30分～

会場

おはなしのへや(甲佐町生涯学習センター図書室内)

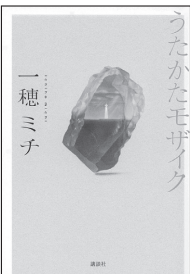
新着図書紹介

小説



街とその不確かな壁
村上春樹 著／新潮社

その街に行かなくてはならない。何があるかと…。「古い夢」が奥まった書庫でひもとかれ、呼び覚まされるように、封印された「物語」が深く静かに動き出す。村上春樹、6年ぶりの魂を揺さぶる書き下ろし672ページの長編。



うたかたモザイク
一穂ミチ 著／講談社

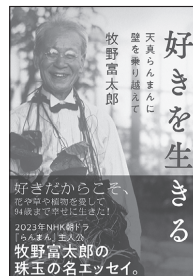
甘い出来事も、苦い経験も、いろんな味が楽しめるから、人生は美味しい…。「人魚」「レモンの目」「ツーバイツー」「神様はそないに優しい」など、13の物語の短編集。丁寧に描かれた感情が読者に寄り添ってくれる1冊。



はるか、ブレーメン
重松清 著／幻冬舎

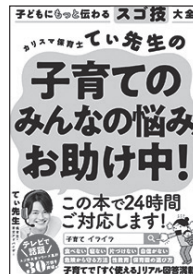
母に捨てられ、育ての親である祖母も亡くし一人ぼっちになった遥香は、人生の最後に走馬灯を描く旅をアテンドする仕事を手伝うことに…。ファンタジー設定だが、重松ワールドならではの優しさに包み込まれるような1冊。

一般図書



好きを生きる
牧野富太郎 著／興陽館

好きなことを追求して生きれば、人生がうまくいく…。困難や貧しさの壁を乗り越えて、ひたむきに天真らんまんな生き方を貫いた日本の植物学の父、牧野富太郎の珠玉のエッセイ集。富太郎の一生の解説、年譜も収録する。



カリスマ保育士てい先生の子育てのみんなの悩み、お助け中！
てい先生 著／ダイヤモンド社

「ちゃんとしなさい！」以外の言い方は？イヤイヤ期を少しでもスムーズにするには？子育て中のママパパの気持ちに寄り添い、日常生活での悩みに答えながら、伝え方、遊び、知育、発達などの知識を、イラストとともに紹介。



時を重ねる家。
エクスナレッジ 編／エクスナレッジ

朽ち果てそうな家を改修する、祖父の家に手間暇かける…。古さを美しさに変える住まいの極意とは？築20年程度の中古物件から古民家まで、自由な発想でつくりあげたリノベーションの14事例を、美しい写真とともに紹介。

観音堂は、甲佐高校裏手の長楽山（通称：清正公山（せいしよこうさん））の裾に鎮座され、ご本尊は観世音菩薩様（かんぜんおんぼさつ）です。

この観音堂は、当時の惣庄屋（そうじょうや）田上次郎右衛門の父である、田上氏里によって加藤清正の13年忌に当たる、寛永元年（1624年）6月に清正公の霊を慰める為に、長楽山（現清正公山）の山頂に建立されたそうです。

寛保元年（1741年）頃、それまでは岩下町にて祀り継がれてきた清正像を観音堂に祀られるようになり、それ以降、長楽山は清正公山と呼ばれるようになりました。

文政7年（1824年）の頃になると、このお堂も老朽化したため再建されますが、その際に清正像のみがこのお堂に残され、観音様は横田の平山に移されました。その後、現在の岩鼻の地に移されています。地区の古老によれば、「平山と言う字名（あざめい）は無く、字丸山の誤りではないか」との指摘もあります。

現在、横田区の皆様により11月18日の例大祭が執り行われています。なお、長楽山に残されたお堂は大雨により壊れたため明治17年現在の地、岩鼻に移され岩鼻神社と名称変更されています。岩鼻神社境内入り口の鳥居には「加藤神社」と表示されていますが、地元では「いわはなじんじゃ」として親しまれています。

※ 文中 新・旧甲佐町史より引用部あり。



▲甲佐高校裏手の長楽山にある観音堂（横田区）

お問い合わせ先 町社会教育課 ☎ 096-234-2447（内線324）

人権 心豊かに暮らすために

自分に関わりあることとして部落差別を考える

不動産売買等における「土地差別」

都市開発、マンション建築などの際、特定の地域を差別する目的で調査を行ったり、不動産売買において同和地区の物件を避けたりするという、いわゆる「土地差別」というものがあります。

個人による土地や建物の取得、賃借だけでなく、マンション建築や地域の再開発などに関して、調査会社が同和地区に関する調査を行う事例も発生しています。

例えば、調査会社が特定の地域を差別する内容を含んだ調査結果を依頼者である広告業者に対して報告し、その報告を受けた広告業者が開発業者に対し特定の地域を差別する内容を含んだ提案を行うといった事例が、複数の地域で起きています。それぞれの企業が行った業務のいずれの段階においても調査や報告・提案の差別性が問題にされることはなく、各企業の部落差別（同和問題）に対する認識の不十分さが感じられる事例です。この他にも、個人や企業などが、自治体に対して同

和地区の有無や所在地について問い合わせるような事例もあります。

このように、利便性等の条件が同等であっても同和地区の物件の価格が低く評価されるといった例が報告されており、財産権の侵害といった側面も含めて課題となっています。

※熊本県人権研修テキスト令和2年度人権全般編より作成

お問い合わせ先

町社会教育課

☎ 096・234・2447

（内線324）



▲漫画：桜田幸子さん